



安芸高田市小規模事業者利子補給事業の施行

1.制度導入の背景

厳しい資金繰りにより疲弊する企業が増えており、市内で事業を展開する事業者において利息の負担は大きなものとなっています。また、補助金を受給するにしても新たな設備投資が必要となるため、投資が難しい企業(特に小規模事業者)への新たな支援が必要です。そこで、新年度より利子補給事業を新たに施行する事としました。

2.概要

小規模事業者経営改善資金及び新創業融資制度の融資を受けた市内小規模事業者を対象に融資にかかる利息分に対し、年10万円を上限に最大5年間支援する事業。

本事業は、安芸高田市内で創業を希望する事業者の借り入れにも対応できることが特徴となっています。創業者への支援で利子補給まで実施している自治体は県内でも少なく、より一層の創業支援を図ることも目的としています。

3.施行期間

2024年4月1日から2029年3月31日

4.申請先

安芸高田市商工観光課又は安芸高田市商工会

※申請の際に添付書類が必要になります。まずは安芸高田市商工会へご相談ください。